

発議第 2 号

旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 109 条の 2 及び旭市議会会議規則（平成 17 年旭市議会規則第
1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

旭市議会議長 飯嶋 正利 様

提出者 旭市議会

議会運営委員会委員長.....林 晴道.....

旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

旭市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年旭市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「いう。)を」の次に「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。